

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2001-151936(P2001-151936A)

【公開日】平成13年6月5日(2001.6.5)

【出願番号】特願平11-331574

【国際特許分類第7版】

C 08 L 1/12

C 08 J 5/18

C 08 K 3/36

G 02 B 5/30

// C 08 L 1:12

【F I】

C 08 L 1/12

C 08 J 5/18 C E P

C 08 K 3/36

G 02 B 5/30

C 08 L 1:12

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月22日(2004.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セルローストリアセテートフィルムにおいて少なくとも表面層が平均粒径が0.5μm以上で1.0μm未満である二酸化ケイ素微粒子を0.10質量%~0.15質量%含有することを特徴とするセルローストリアセテートフィルム。

【請求項2】

2層以上の層からなるセルロースアセテートフィルムにおいて、表面層が内部層よりも二酸化ケイ素微粒子を多く含むことを特徴とする請求項1に記載のセルロースアセテートフィルム。

【請求項3】

該フィルムが偏光膜の保護フィルムである請求項1に記載のセルローストリアセテートフィルム。

【請求項4】

少なくともセルロースアセテートと溶媒を含むセルロースアセテートのドープに、二酸化ケイ素微粒子を添加して混合する工程を有するセルロースアセテートフィルムの製造方法であって、ドープに添加する前に前記微粒子を分散させてその粒径を制御する工程を有することを特徴とするセルロースアセテートフィルムの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明者らは、上記課題を解決するため種々検討を重ねた結果、セルローストリアセテートフィルムを製膜する際に、少なくともその表面層に特定粒径の二酸化ケイ素微粒子を所定濃度で含有させることにより、巻き取り時の接着防止効果が著しく高め得ることを見い出し、この知見に基づき本発明をなすに至った。

すなわち本発明は

(1) セルローストリアセテートフィルムにおいて少なくとも表面層が平均粒径が0.5μm以上で1.0μm未満である二酸化ケイ素微粒子を0.10質量%～0.15質量%含有することを特徴とするセルローストリアセテートフィルム、

(2) 2層以上の層からなるセルロースアセテートフィルムにおいて、表面層が内部層よりも二酸化ケイ素微粒子を多く含むことを特徴とする請求項1に記載のセルロースアセテートフィルム、

(3) 該フィルムが偏光膜の保護フィルムである(1)項に記載のセルローストリアセテートフィルム、及び

(4) 少なくともセルロースアセテートと溶媒を含むセルロースアセテートのドープに、二酸化ケイ素微粒子を添加して混合する工程を有するセルロースアセテートフィルムの製造方法であって、ドープに添加する前に前記微粒子を分散させてその粒径を制御する工程を有することを特徴とするセルロースアセテートフィルムの製造方法を提供するものである。